

前 金	部 分 払
有	—

令 和 7 年 度

水 整 水 施 第 1 － 1 号

美里中野配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託設計書

委 託 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 業 務 委 託 共 通 仕 様 書
及 び 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

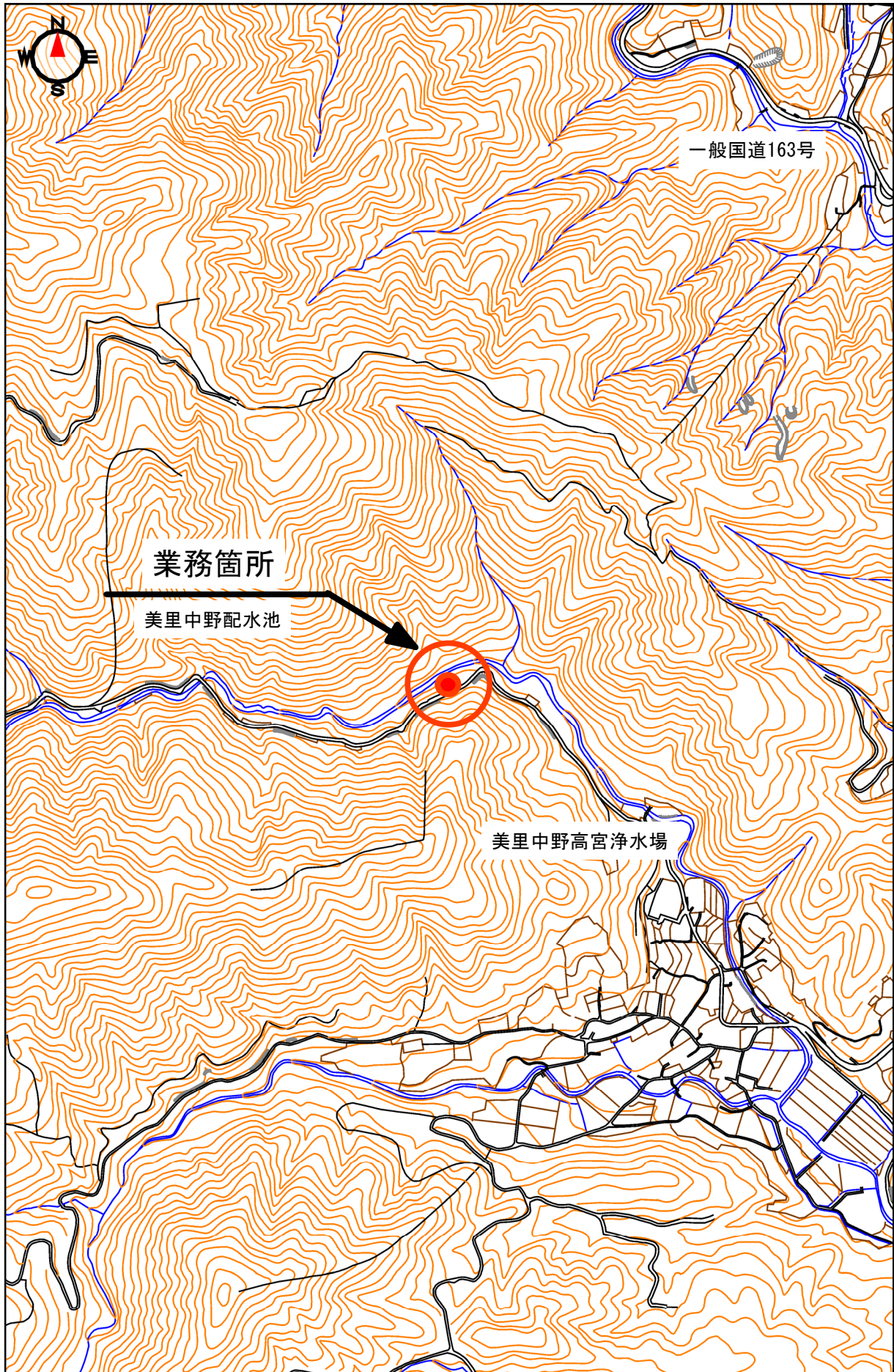
津市上下水道事業局

水 道 整 備 課

令和7年度	水整水施 第1-1号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 美里町桂畑 地内	課 長	
		検 算 者	
委 託 名	美里中野配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託	調整担当主幹	
		担当副主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ￥)	設 計 者	
履行期限	契約締結日から起算して185日間		
支出科目	款	資本的支出	
	項	建設改良費	
	目	配水及び給水施設費	
業 務 委 託 の 大 要			
1 地質調査 機械ボーリング 1 箇所			

位置図

令和7年度水整水施第1-1号
美里中野配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託



業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和7年度水整水施第1-1号美里中野配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託	規格	単位	当初		業 種 項 目	地質調査業務（一般調査）	
					前回数量	今回数量		数量増減	摘要
一般調査				式		1			
直接調査費				式		1			
機械ボーリング				式		1			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）			地質礫混じり土砂;せん孔深度50m以下 [1.00];せん孔方向鉛直下方 [1.00]];孔径φ66mm	m		2			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）			地質固結シルト・固結粘土;せん孔深 度50m以下 [1.00];せん孔方向鉛直下 方 [1.00];孔径φ66mm	m		2			
岩盤ボーリング（オールコアボーリング）			地質軟岩;せん孔深度50m以下 [1.00]];せん孔方向鉛直下方 [1.00];孔径φ 66mm	m		1			
岩盤ボーリング（オールコアボーリング）			地質中硬岩;せん孔深度50m以下 [1.00]];せん孔方向鉛直下方 [1.00];孔径 φ66mm	m		1			
サウンディング及び原位置試験				式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和7年度水整水施第1-1号美里中野配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託	単位	当初		業種	地質調査業務（一般調査）	
				前回数量	今回数量		項目	数量増減
標準貫入試験			規格 地質礫混じり土砂					摘要
			回		2			
標準貫入試験			規格 標準貫入試験 固結シルト・固結粘土					
			回		2			
標準貫入試験			地質軟岩					
			回		1			
孔内載荷試験			載荷区分普通載荷					
			回		1			
室内試験（土質試験）								
			式		1			
土粒子の密度試験								
			試料		2			
土の含水比試験								
			試料		2			
土の粒度試験								
			砂 試料		1			

業務数量総括表

		業務名	令和7年度水整水施第1-1号美里中野配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託				当初		業 種	地質調査業務（一般調査）	
		項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	項目		数量増減	一般調査	
		土の粒度試験	粘性土							摘要	
		土の液性限界試験		試料		1					
		土の塑性限界試験		試料		2					
		土の塑性限界試験		試料		2					
		総合解析		式		1					
		解析等調査		式		1					
		打合せ		業務		1					
		電子成果品作成費		式		1					
		電子成果品作成費（機械ボーリング）		式		1					

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和7年度水整水施第1-1号美里中野配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託	規格	単位	当初		業 種 項 目	地質調査業務（一般調査）	
					前回数量	今回数量		数量増減	摘要
検定費等				式		1			
検定費等				本		1			
間接調査費				式		1			
運搬費				式		1			
運搬費				式		1			
準備費				式		1			
準備及び跡片付け				式		1			
調査孔閉塞				式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和7年度水整水施第1-1号美里中野配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託	規格	単位	当初		業 種 項 目	地質調査業務（一般調査）	
					前回数量	今回数量		数量増減	摘要
仮設費				式		1			
足場仮設				式		1			
純調査費				式		1			
間接費				式		1			
諸経費				式		1			
一般調査業務価格				式		1			
消費税相当額				式		1			
業務費計				式		1			

委託数量一覧

調査 地点	機械ボーリング								サウンディング及び原位置試験								室内試験								運搬費		仮設費									
	土質ボーリング工 (m)								標準貫入試験								原位置試験								土質試験								現場内小運搬		足場仮設	
	φ 66mm								(回)								(回)								(回)								(箇所)		(箇所)	
掘進 長 (m)	シルト・粘土	砂・砂質土	礫混じり土	玉石混じり土	固結シルト・固結粘土	軟岩Ⅰ	中硬岩	シルト・粘土	砂・砂質土	礫混じり土	玉石混じり土	固結シルト・固結粘土	軟岩Ⅰ	計	孔内水平載荷試験	現場透水試験	土粒子の密度試験	土の湿潤密度試験	土の含水比試験	土の粒度試験・シルト	土の粒度試験・砂	土の液性限界試験	土の塑性限界試験	締め固めた土のコンソリデーション指数試験	人肩	クローラ	平坦地	傾斜地								
	Bor1	6.0	0.0	0.0	2.0	0.0	1.0	1.0	0	0	2	0	2	1	5	1		2		2	1	1	2	2				1								
	(中野配水池)																																			
	Bor2	0.0													0																					
	()																																			
Bor3	0.0													0																						
()																																				
小計	6.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	1.0	1.0	0	0	2	0	2	1	5	1	0	2	0	2	1	1	2	2	0	0	0	1	0							

特記仕様書（地質・土質調査条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 地質・土質調査業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和6年11月） ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後 14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和6年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ コアの提出（ ☐ 要 ☐ 否 ☐ 契約後指示 ） ☒ 指示する期日までに提出する成果物あり。（柱状図、平面図及び土質試験結果） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☒ 地盤情報データベースの登録の必要あり。 （検定及び登録機関：一般財団法人国土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） 検定料金は、（ ☒ A検定 ☐ B検定 ）により費用を計上。 ※受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。 ☒ その他（電子媒体でも提出すること。ただし、その仕様については監督員の指示による。）
エ 工程関係	☒ 別途業務との工程調整の必要あり（美里中野配水池耐震二次診断業務委託） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ 打合せ等	☒ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☒ 業務着手時 ☒ 中間打合せ（ 1 ）回 ☒ 成果品納入時 ☐ 関係機関協議資料作成（ ）機関 ☒ 関係機関打合せ協議（美里中野配水池耐震二次診断業務委託 時に協議）機関
カ 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 施設場内の配管図等 ☒ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。
キ 業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 別途協議による。 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計業務委託等変更ガイドライン（令和6年6月）を参考とする。（津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照） ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市電子メールを活用した情報共有に関する実施要領に基づき、監督員の指示によるものとする。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（地質・土質調査条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
キ 業務条件	☒ 設計業務等の業務環境改善に向けた取組み（ウィークリー・スタンス）の対象業務とする。（津市HP「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照）
ク その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☐ 支援技術者 1. 本業務は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、設計業務等委託契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾又は回答、協議等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本業務を担当する支援技術者の氏名は次の通りである。 支援技術者： ☒ その他 調査深度については、地質の調査結果により増減する場合がある。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。